

○今回の部会で御議論いただきたい点

【別添 3月1日付け厚生労働省通知 抜粋】

●現行（フェーズⅢ）を超え、「状況の進展（フェーズⅣ～）に応じて講じていくべき施策」

<妊産婦のための病床の確保>

（略）妊産婦等については、新型コロナウイルスに感染した場合には、専門性を有する集中治療が必要となる可能性が高くなる。このため、地域において、（中略）妊産婦等の専門治療を実施でき、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れも可能である医療機関を早急に設定し、そういった患者が発生した場合には当該患者が速やかに受け入れられるよう、当該医療機関と必要な調整を行った上で、搬送体制の整備及び病床の確保を行うとともに、ほかの医療機関への周知を行う。

●新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会の設置

「状況の進展に応じて講じていくべき施策」等の新型コロナウイルス感染症対策について協議するため、都道府県を単位として、市区町村、都道府県医師会、都道府県薬剤師会、都道府県看護協会、その地域の中核的医療機関や感染症指定医療機関を含む医療機関、薬局、消防等の関係者や専門家からなる協議会の設置を、各都道府県の実情に応じて検討していただきたい。

▶埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議を設置（令和2年3月2日）



○状況の進展に応じた、妊産婦が新型コロナウイルス感染の疑いがある・感染した場合の本県の受入体制はどうあるべきか。

①フェーズⅢ（現行）

→②フェーズⅣ（県内発生早期）

→③フェーズⅤ（県内感染拡大期）